

令和6年度 飯南町新産業創出支援事業補助金の申請受付について
補助金募集要項

【趣旨】

町内企業等における雇用の拡大または維持を図るため、新産業の創出や新商品開発、新事業展開等を行う団体等に対し、事業に必要な設備導入費や調査研究費を補助いたします。

【対象者】

- 1 町内に法人格を有する中小企業者
- 2 町内のNPO法人
- 3 町商工会会員
- 4 町内に法人格を持たない任意団体（別途組織の要件有り）

【事業の内容】

1. 新産業雇用創出支援事業（ハード事業） 採択予定件数：1件程度

○補助対象事業

新製品・新商品開発、新事業展開、新技術等の取得、納品先等の要望対策など、新たな設備投資等により事業完了後2年以内において雇用の増加が見込まれる、または、新たに取り組む事業の売上が補助金交付申請額の2倍以上を達成できる事業に対して必要な経費を補助します。

※農業生産に関する事業については、対象外となっています。

○対象事業費：100万円～400万円まで

○補助金額：対象事業費1/2（補助率）、上限200万円を補助します。

○必須条件：資金調達方法として、対象事業費1/2以上の融資借入を条件とします。

例1) 補助対象事業費 400万円の場合

内訳 200万円（補助金1/2）+ 200万円（融資借入） 計400万円事業

例2) 補助対象事業費 200万円の場合

内訳 100万円（補助金1/2）+ 100万円（融資借入） 計200万円事業

2. 小規模新商品開発支援事業（ソフト事業） 採択予定件数：1件程度

○補助対象事業

地域資源を活かした新商品の試作・製作等に係る経費や商品分析による研究経費、新事業展開に必要な調査事業、市場調査に要する経費について補助します。

○補助金額

30万円を上限に定額補助します（最低事業費15万円以上）。

※自己資金等は必要ありません。全額補助金の事業実施も可能です。

【事業実施期間】

補助金交付決定日から令和7年3月21日までとします。

【補助対象経費】

- ハード事業：機械整備費、備品購入費、その他町長が特に必要と認める経費
- ソフト事業：報酬・謝金、使用料、旅費、印刷製本費、原材料、委託費等

【募集期間・提出期限】

募集期間 令和6年4月19日（金）～令和6年6月14日（金）必着

【応募方法】

飯南町新産業創出支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金交付申請書（様式第1号）と併せて、下記書類を添付してください。

- ①補助対象事業概要書（様式第2号）
- ②補助対象事業計画書（様式第3号）
- ③定款
- ④経歴が分かるもの（会社紹介パンフレット等）
- ⑤見積書及び金額根拠が分かるもの
- ⑥町税納税証明書（滞納が無いことを証明するため）
- ⑦直近決算書2期分
- ⑧法人格を持たない団体は、1）5名以上の会員名簿、2）会計規程、3）規約を添付

【審査・採択・決定】

- 1 事業提案の審査については、令和6年7月上旬にプレゼンテーション形式の選考会を実施します。
- 2 事業の採択は、要綱に定める新産業創出支援事業選考委員会にて審査し決定します。
- 3 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。
- 4 審査・採択基準は、概ね下記のとおりです。
 - ・本事業の活用による発展性、将来性があるか。
 - ・実現可能で、持続的展開が可能な具体的事業計画であるか。
 - ・事業実施により地域経済の波及効果、雇用増加、維持が見込まれるか。
 - ・地域資源の特徴を活かしたものであるか。
- 5 交付決定は、令和6年7月中旬を予定しています。
- 6 新産業雇用創出支援事業（ハード事業）は、金融機関等による融資借入決定後、正式な交付決定となります。

【申込方法】

応募に当たっては、交付申請等が必要となりますので、詳しくは産業振興課 商工振興担当までご相談ください。

応募様式に記入の上、下記まで提出してください。（様式はHPに掲載）

【お問合せ・提出先】

飯南町役場産業振興課 商工振興担当

電話：0854-76-2214 FAX：0854-76-3950